

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

新入社員の紹介です。宜しくお願い申し上げます。

やっと人財確保が出来ましたので報告します。
渡邊薫さん(59歳)、嶋村総志さん(35歳)、
2人とも熊本学園大学大学院卒業で税法科目
1科目を合格すれば、税理士登録が出来ます。
実務経験も7年以上あり、仕事は出来ますので
お客様のご期待に沿えるものと確信していま
す。何なりとご要望ください。



戸上里子さんは事務所社内勤務です。総務・経理と経験ありますの
で会計事務所に慣れてもらいまして戦力になるものと期待していま
す。20代では脇岡義朗さん(28歳)と田中司さん(27歳)が入社
して頑張っています。各人からの決意、抱負等語ってもらいます。



～新社員紹介～



渡邊 薫(わたなべ かおる)

昨年末から勤務しております渡邊と申します。出身は大分県の日
田市です。消費税導入前の昭和63年から会計事務所で働いてお
りましたので年数だけはこなしています。しかしながら、この3年
は全く違う業界にありました。その間インボイス、定額減税などあ
りまして若干のブランクに焦りを覚えました。しかしぼんやりし
てばかりはいられません。お客様の身近な存在となるべくがんば
りますので何卒よろしくお願いいたします。

戸上 里子(とがみ さとこ)

4月より入社しました、戸上里子と申します。お客様や社員の
皆様のサポートをするお仕事にやりがいを感じております。会
計事務所に勤めるのは人生初めてで、勝手が分からず、ご迷惑
をお掛けすることも多いと思いますが、楽しみながら沢山学ん
で、皆様とwin-winの関係を築いていきたいです。よろ
しくお願いいたします！

嶋村 総志(しまむら そうし)

初めまして。この度4月から入社いたしました嶋村総志と申しま
す。熊本出身で、前職では福岡で公認会計士事務所に勤めており
ました。久々に帰ってきますと、熊本の風景が懐かしく人の温か
みを感じる毎日です。農業分野はまだ不慣れですので、精一杯勉
強させていただきます。

また、税理士を目指しておりますのであともう踏ん張りして資格
取得をし、皆様に更なるお役立てができればと思っております。
今後担当させていただく機会がございましたら、どうぞよろしく
お願いいたします！

脇岡 義朗(ひじおか よしろう)

初めまして。昨年9月から入社いたしました、脇岡義朗と申し
ます。現在、税理士を目指して勉強を続けており、まずは日々
の業務を通じて実務経験を積みながら、知識とスキルを磨いて
いきたいと考えております。まだまだ未熟ではありますが、一
日でも早く戦力になれるよう、ひとつひとつの仕事に全力で取
り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

田中 司(たなか つかさ)

初めまして。昨年9月から入社いたしました田中司と申しま
す。趣味はバドミントンをすることで週2回以上ジムでランニ
ングをしており、体を動かすことが好きです。
会計事務所での就労は初めてのことで不慣れなところもござ
いますが、精進して参ります。
また私は税理士資格を取得することを目的としており、今年は
税理士の科目を1科目以上合格したいと考えております。お客
様に早くお役に立てるよう頑張ってお参りますのでよろしくお
願いいたします。



相続した土地に対する登録免許税の免税措置

令和7年度の税制改正により、次
の場合の登録免許税の免税措置
について、その適用期限が現行の
令和7年3月31日から2年延
長され、令和9年3月31日まで
となりました。



登録免許税(登記の場合)とは??

不動産(土地・戸建・マンション)を売買や相続、贈与で取得した
場合や、建物を新築したとき、住宅ローンを借りたときには登記
を行います。登記とは、その不動産の現在の状況や権利関係の情
報を登記簿という帳簿に載せることをいいます。登記することで、
その不動産が自分のものであることを証明することができます。
この登記するときに国に納める税金を「登録免許税」といいます。

相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の 登録免許税の免税措置

《特例の概要》

相続(遺贈を含みます。以下同じです。)により土地の所有権を取得し
た個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に
死亡した場合には、令和9年3月31日までに、その死亡した個人を
その土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、
登録免許税をかさないことされています。

登記の種類	本則税率	特例
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税



「C」が1次相続について相続登記を申請→ただし登録免許税は免税

Ⓢ「B」から「C」への相続によるその土地の所有権の移転登記については、この免税措置の対象
とはなりません。

少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

個人が、令和9年3月31日までに、土地について所有権の保存登記(不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限り。以下同じです。)又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下(※)であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています。

※市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、その価格です。固定資産課税台帳に登録された価格がない場合は、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する登記所にお問い合わせください。

登記の種類	本則税率	特例
土地の所有権の保存登記	0.4%	免税
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

「キャッシュレス推進デー」が実施されます

現在、国税庁においてオンラインを活用した税務手続きの見直しが行われています。国税の納付についても、ダイレクト納付や振替納税など非対面の納付方法であるキャッシュレス納付の利用拡大が推進されていますが、より多くの人にキャッシュレス納付の利便性を感じてもらい、継続して利用してもらえるように、「キャッシュレス推進デー」が設けられることとなりました。

「キャッシュレス推進デー」とは??

例えば、特定の曜日、特定の日に於いて、税務署の窓口で納税のために来署された方を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験していただく日としています。

《キャッシュレス推進デーの熊本国税局管内実施税務署》

税務署	実施期間	実施日	主な取組内容
熊本西	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	毎月10日、月末	①金融機関と連携し、キャッシュレス納付の利用を案内 ②キャッシュレス納付利便奨励リーフレットを活用し、 キャッシュレス納付の利用を案内
熊本東		毎月10日、月末 毎週水曜日	
鹿児島	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	毎月10日、月末	①地方公共団体と連携し、キャッシュレス納付の利用を案内 ②キャッシュレス納付利便奨励リーフレットを活用し、 キャッシュレス納付の利用を案内
指宿			

※実施日が土日祝日の場合は、翌開庁日

5月の税務

〇5月12日(月)

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

〇6月2日(月)

個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

【通知方法】特別徴収義務者経由、納税義務者への通知

上記ともに、土日の関係で日付が翌開庁日となっております。
特に今回は月をまたぐものもございますのでご注意ください。

今月も無料相談会を開催します!

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時: 毎週水曜日 10:00～16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。
※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。

また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会にぜひご参加下さいませ。



GW休暇のご案内

誠に勝手ながら5月3日(土)～5月6日(火)まで、当事務所ではゴールデンウィークのため休暇を頂戴いたします。
お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



電子ニュース希望の方は
n-koizumi@miraizeimu.com まで

株式会社 藤瀬農園



株式会社 藤瀬農園は嘉島町の豊富な湧水を活かし、施設栽培のミニトマトと地域の基幹作物である米・麦・大豆の栽培を行っています。

ミニトマト栽培においては、最先端オランダの栽培技術生産体制を実現しています。
また農産物の生産工程管理を徹底し、優良企業に与えられる世界共通ブランド『グローバルGAP認証』を取得し、美味しく安全で品質の良いミニトマトを栽培しております。



【お問い合わせ先】

株式会社 藤瀬農園

〒861-3102 上益城郡嘉島町下六嘉3726

TEL: 096-237-0143 FAX: 096-237-2580



★鶴屋フーディーワン産直コーナーにてミニトマト販売中です。
全国発送も承っております。
詳しくはお電話、Instagramにてお問い合わせください。

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/